

作成上の注意

全般について

1 判定期間

前期 3月1日～8月末日(平成30年度は4月1日～8月31日)

後期 9月1日～2月末日

2 提出先(郵送可)

〒284-8555

四街道市鹿渡無番地

四街道市役所 高齢者支援課 賦課給付係

TEL043-388-8300

※ 郵送の場合は封筒の表に「特定事業所集中減算」と記載してください。

3 記入にあたっての注意

- ・介護予防サービス、総合事業のサービスの計画数は含めないでください。
- ・「判定期間における居宅サービス計画の総数」は、各月の利用者の人数(給付管理の件数)としてください。
- ・「①当該サービスを位置付けた計画数」は、各月の利用者のうち当該サービスを利用している人数としてください。
- ・月遅れ請求分については、請求月ではなく、実際にサービス提供した月に件数を足してください。
- ・「② ①のうち紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画数」は、各サービスを利用している人のうち、紹介率最高法人の事業所でサービスを利用している人数としてください。
- ・紹介率最高法人の件数は、法人単位で集計してください(事業所単位ではない)。
- ・利用者が複数の居宅サービス事業所を利用している場合などの件数の数え方は別紙「作成上の注意(件数についての事例)」のとおりです。
- ・「居宅サービス計画の総数」 \geq 「各サービスを位置付けた計画数」 \geq 「紹介率最高法人の居宅サービス計画数」となっているか必ず確認してください。

4 通所介護・地域密着型通所介護について

通所介護及び地域密着型通所介護については、それぞれ個別に計算する方法、または、双方を合算して計算する方法のいずれかで計算してください。

5 再計算について

「判断基準」4(2)に該当するなど、割合について再計算が必要な場合には、表の余白部分に「再計算書あり」と記載したうえで、集計表及び再計算書等を添付してください。

6 休止等事業所について

判定期間内に休止又は廃止した事業所については、基本的に判定対象とはなりません。判定期間内に休止した後、同期間内に再開した事業所については判定の対象となります。

正当な理由について

「特定事業所集中減算に係る「正当な理由」の判断基準」(以下、「判断基準」という。)に基づき判断します。算定表に記入する正当理由の番号等については、別紙「判断基準」を参照してください。

記入にあたっては、該当する番号等を省略することなく記載してください。

(記載例:4(2)ア①など)

なお、「正当な理由」に応じて、算定表のほかに下記の書類を添付してください。

指定された書類が添付されていない場合には、正当な理由として認めない場合があります。

提出する書類については必要最小限のものとなっていますが、「判断基準」で求められている各要件のうち、今回提出対象外となっている資料についても、後日実地指導・監査等で提示を求める場合があります。

複数の正当理由に該当する場合には、それぞれ理由に応じて書類をご用意ください。

「判断基準」1

「判断基準」1について(算定表の他に、下記の書類を提出してください)

・「千葉県介護サービス情報公表システム」等における、サービスごとの事業者一覧を打ち出し印刷したもの

これにより、通常の事業実施地域において、5事業所未満(4事業所以下)であることを示してください。

「判断基準」2

「判断基準」2について

特に添付資料はありません。ただし、実地指導等において提示を求める場合もありますので、件数の根拠等については事業所において整理しておいてください。

「判断基準」3

「判断基準」3について

特に添付資料はありません。ただし、実地指導等において提示を求める場合もありますので、件数の根拠等については事業所において整理しておいてください。

「判断基準」4

「判断基準」4(1)①について(算定表の他に、下記の書類を提出してください)

・ISO認証を証明する文書の写し

※ただし、当該サービス事業所が評価の対象となっていることが必要です。(登録証に当該サービス事業所が評価の対象となっている旨の記載がなければ、それがわかる書類の写しが必要です。)

「判断基準」4(1)②について(算定表の他に、下記の書類を提出してください)

・福祉サービス第三者評価項目の評価結果部分(有効期限内ものに限る。)の写し

※ただし、当該サービス事業所が評価の対象となっていることが必要です。

「判断基準」4(1)③について(算定表の他に、下記の書類を提出してください)

- ・事業所評価加算を算定していることがわかる書類(通知書等)の写し
- ・介護予防通所リハビリテーション又は介護予防・日常生活支援総合事業の第一号通所事業の指定通知書の写し

「判断基準」4(2)ア①について(算定表の他に、下記の書類を提出してください)

- ・通院等乗降介助サービス計画を算定から除外する件数の集計表(別添1-1)
- ・上記居宅サービス計画を除いた再計算書(別添2)

「判断基準」4(2)ア②について(算定表の他に、下記の書類を提出してください)

- ・夜間、早朝又は休日の居宅サービス計画を算定から除外する件数の集計表(別添1-1)
- ・上記居宅サービス計画を除いた再計算書(別添2)

「判断基準」4(2)ア③について(算定表の他に、下記の書類を提出してください)

- ・要介護度4以上かつ認知症(日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はM)である者を対象とした計画を算定から除外する件数の集計表(別添1-1)
- ・要介護度4以上かつ認知症(日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はM)である者を対象とした計画を除いた再計算書(別添2)

※なお、今回の提出は不要ですが、要介護度4以上かつ認知症(日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はM)である者を確認できる資料を、後日個別に求める場合があります。

「判断基準」4(2)イについて(算定表の他に、下記の書類を提出してください)

- ・時間延長又は休日営業のサービス計画を算定から除外する件数の集計表(別添1-1)
- ・上記居宅サービス計画を除いた再計算書(別添2)

「判断基準」4(2)ウ①について(算定表の他に、下記の書類を提出してください)

- ・当該サービス事業所におけるサービスの質が高いことが記載された理由書(別添3)
- ・上記理由書を提出した利用者にかかる「地域ケア会議等意見・助言を受けた計画に係る概要書」(別添4)
- ・上記に対応する計画を算定から除外する件数の集計表(別添1-2)
- ・上記居宅サービス計画を除いた再計算書(別添2)

※なお、今回の提出は不要ですが、地域ケア会議等で意見・助言を受けた際の議事録等詳細について、後日個別に求める場合があります。

「判断基準」4(2)ウ②について(算定表の他に、下記の書類を提出してください)

- ・支援が困難であるとの理由により、市町村や地域包括支援センターから紹介を受けたことがわかる概要書(別添5)…ただし、平成12年3月31日以前からの利用者については、上記に代わるものとして当時のケアプランの写し
- ・上記に対応する計画を算定から除外する件数の集計表(別添1-2)
- ・上記居宅サービス計画を除いた再計算書(別添2)

※なお、今回の提出は不要ですが、市町村や地域包括支援センターから紹介を受けた際の経緯の詳細等を、後日個別に聴取する場合があります。